

入札取引に係る主な出来事

年月日	項 目
元年 6月	農政審議会が「今後の米政策及び米管理の方向」を報告 自主流通米について「価格形成の場」の創設を提言
9月	食糧庁長官の諮問機関として「自主流通米の価格形成の場」検討会が発足
2年 4月	「自主流通米の価格形成の場」検討会が検討結果報告
5月	食糧庁内に「自主流通米の価格形成の場」対策室を設置 同時に推進本部がスタート
8月	(財)自主流通米価格形成機構の設立発起人会を開催 農林水産大臣に設立認可を申請 (財)自主流通米価格形成機構の設立(大臣認可)(8月30日)
9月	製粉会館5階に仮事務所を開設(9月3日) 大阪仮事務所を大阪市北区の高橋ビル東5号館5階に開設(9月12日) 東京本部が仮事務所から港区虎ノ門のワイコービル5階へ移転(9月17日)
10月	「自主流通米の入札取引に係る業務規程」を農林水産大臣認可申請(10月5日) 「自主流通米の入札取引に係る業務規程」制定(大臣認可)(10月6日) 【主な仕組み】 ・実施回数・・・年4回 ・上場比率・・・前年産集荷数量(1万トン以上)の20%以上 ・基準価格・・・前年産相対取引の建値 ・値幅制限・・・前回の指標価格±5%、かつ基準価格±7% ・卸別申込限度数量・・・上場数量×自主米購入シェア×1.5倍 二次集荷業者に対する業務規程等の説明会(於:食糧管理講習所)(10月9日) 大阪事務所が仮事務所から北区西天満の梅新高橋ビル6階へ移転(10月11日) 卸売業者に対する業務規程等の説明会(於:家の光ビル)(10月15日) 第1回入札取引(東京取引場)実施(10月31日)
3年 5月	「自主流通米の入札取引に係る業務規程」の一部改正及び「平成3年産の早期米の入札取引に係る暫定業務規程」の制定 【主な改正点】 ・実施回数・・・年5回 ・基準価格・・・前年産の指標価格の加重平均 ・銘柄ごとの申込限度数量導入(上場数量の1/2を上限)
7月	平成3年産早期米入札取引実施(大阪取引場)
10月	会長の諮問機関として「入札の仕組みに関する検討会」が設置され第1回会合が開催される(翌年3月まで8回開催)
4年 3月	「入札の仕組みに関する検討会とりまとめ」において「自主米機構創設以来の経験を踏まえ、入札取引の現時点における問題点と改善策についての検討結果」をとりまとめる

入札取引に係る主な出来事

年月日	項 目
4年 7月	<p>「自主流通米の入札取引に係る業務規程」の一部改正 【主な改正点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場比率・・・前年産集荷数量(1万トン以上)の25%以上 ・基準価格・・・直近2カ年の指標価格の加重平均 ・卸別申込限度数量・・・上場数量×自主米購入シェア×2倍
5年 4月	理事会の下に「運営改善問題検討委員会」を設置(7年3月まで9回開催)
7月	<p>「自主流通米の入札取引に係る業務規程」の一部改正 【主な改正点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準価格・・・直近3カ年の指標価格の加重平均 <p>「地域区分委員会」を設置(会長が会長を除く理事及び監事を委員に指名)(同年10月まで4回実施)</p>
8月	第1回地域区分委員会において関係団体実務者による「作業部会」を設置(同年10月まで6回実施)
9月	「地域区分委員会」の報告を受け、北海道きさら397の地域区分を見直し
10月	<p>運営委員会及び理事会において、平成5年産の著しい不作(最終作況74)に伴う緊急措置として第3回取引の延期を決定</p> <p>「地域区分委員会」の報告を受け、新潟コシヒカリ及び長野コシヒカリに事前格差方式の地域間格差を導入</p>
6年 1月	<p>情報ネットワーク「J'NET」(パソコン通信による会員制即時情報伝達システム)を試行開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札取引結果情報の通知、入札に関する生産・流通情報等の提供
2月	<p>運営委員会及び理事会において、平成5年産第3回以降の取引中止を決定</p> <p>会長の諮問機関として「運賃問題研究会」を設置(同年6月まで5回開催)</p>
3月	公正取引委員会が「12農業協同組合連合会(経済連)に対して警告」(不正な取引方法の禁止規定違反)
6月	「運賃問題研究会」報告において「運輸省タリフの引き上げを勘案して引上額を算定し、平成6年産取引から現行の運賃加減表に一律加算する」旨をとりまとめる
8月	<p>農政審議会が「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」を報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食糧管理法に替わる新たな法体系の整備 ・自主流通米価格形成の場を法制度に位置付け <p>「自主流通米の入札取引に係る業務規程」の一部改正 【主な改正点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場比率・・・4年産集荷実績(8千トン以上)の25%以上
10月	情報ネットワーク「J'NET」本格稼働
11月	「運営改善問題検討委員会」の下部委員会として「経費負担小委員会」を設置(翌年3月まで9回開催)
7年 3月	「経費負担小委員会」報告において「自主米機構の設立目的は、自主流通米全体の円滑な流通、取引に資するため、入札取引を通じて公正な指標価格を形成することにあるため、自主流通米総量を抛出対象数量とし、自主流通米の売買当事者全体が必要額(玄米60kg当たり2円)を負担する」旨をとりまとめ、平成7年産米から売買当事者が運営抛出金を負担することとなる

入札取引に係る主な出来事

年月日	項 目
7年 8月	<p>「自主流通米の入札取引に係る業務規程」の一部改正 【主な改正点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数・・・年8回 ・基準価格・・・前年産の指標価格を基準とし一定の要件に該当した場合、3%の範囲で調整する ・卸別申込限度数量・・・回ごとに4年産の自主米購入シェア、前年産の応札数量シェア及び落札数量シェアを一定比率で調整した数量の3倍 ・銘柄ごとに上場数量の1/3を申込の上限 ・地域区分別上場(新潟)を導入
11月	<p>食糧法施行 (財)自主流通米価格形成センターに名称変更 食糧法第48条第1項に基づく「自主流通米価格形成センター」として指定を受ける</p>
8年 8月	<p>「自主流通米の入札取引に係る業務規程」の一部改正 【主な改正点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸別申込限度数量・・・回ごとに前々年産の自主米購入シェア、前年産の応札数量シェア及び落札数量シェアをそれぞれ1/3の割合で調整した数量の3倍 ・銘柄ごとの申込の上限(1/3)を再入札非適用
11月	「入札参加者の拡大及び備蓄米・調整保管米の入札等についての専門委員会」の設置
9年 3月	「入札参加者の拡大及び備蓄米・調整保管米の入札等についての専門委員会」報告とりまとめ
3月	「平成7年産の自主流通調整保管米の入札取引に係る暫定業務規程」制定
4月	<p>食糧庁長官の私的検討会「自主流通米取引に関する検討会」が設置され、第1回会合(4月17日)を開催</p> <p>平成7年産の自主流通調整保管米入札取引を実施</p>
7月	<p>「自主流通米取引に関する検討会」の報告「自主流通米取引の改善の方向」がとりまとめられ、食糧庁長官からセンターに対して入札取引等の改善を要請される</p> <p>「自主流通米の入札取引に係る業務規程」の一部改正 【主な改正点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者・・・一定の要件を満たすJA及び小売の登録を可能とする ・上場比率・・・前年産の集荷数量(8千トン以上)×1/3 ・基準価格・・・前年産の最終3回の指標価格を加重平均 ・値幅制限・・・前回指標価格の±5%(年内は適用せず)、かつ、基準価格の±10% 一定の要件に該当した場合は、最大、基準価格±13% ・卸別申込限度数量・・・廃止 ・包装代、消費税等を含めた価格を参考価格として公表
12月	<p>行政改革委員会「最終意見」の中で「自主流通米価格形成センターにおける入札取引の在り方」として取り上げられ、「今後とも、自主米センターの在り方についての検討を深め、具体的改善策が不断に講じられていくことを期待する」と明記された。</p> <p>食糧庁長官の私的検討会「自主流通米取引に関する検討会」再開</p>
10年 6月	「自主流通米取引に関する検討会」の報告「自主流通米の価格形成・流通の在り方」がとりまとめられ、食糧庁長官からセンターに対して入札取引等の改善を要請される

入札取引に係る主な出来事

年月日	項 目
10年 7月	<p>「自主流通米の入札取引に係る業務規程」の一部改正及び「自主流通米の入札取引に附帯するその他の取引に係る業務規程」制定</p> <p>【主な改正点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前場、後場制、買い手の2札入札制を導入 ・上場数量・・・当年産の集荷数量が明らかとなった時点で、当年産の集荷数量の1/3以上となるよう見直す ・基準価格及び値幅制限・・・廃止 ・売り手の希望価格(指値)及び落札希望数量を導入 ・取引監視委員会の設置
	第1回取引監視委員会を開催
11年 3月	<p>「自主流通米の入札取引に附帯するその他の取引に係る業務規程」第4条の規定に基づく実施の細目を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補完的取引、試行的取引、卸間取引、計画外流通米取引の4取引を定める
8月	<p>「自主流通米の入札取引に係る業務規程」の一部改正</p> <p>【主な改正点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在社取引システムによる入札申込 ・持越自主流通米の入札取引について準用規定を追加
	在社取引システム(電子取引システム)稼働
10月	代金決済に係る業委託基本契約を(株)アグリネットサービス及び(株)ゼンシュウ流通サービスと締結し、平成11年産第3回入札取引から代金決済業務を実施
12年 4月	ホームページ開設
7月	運営委員会の下に「自主流通米の入札取引の仕組みに関する検討小委員会」が設置され第1回会合を開催
14年 11月	<p>生産調整に関する研究会が「水田農業政策・米政策再構築の基本方向」を報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画流通制度の廃止 ・指標価格の相対取引への一律適用、義務上場等を廃止、取引の場の複数制
15年 5月	センターの「自主流通米の入札取引の仕組みに関する検討小委員会」が「今後の自主流通米価格形成センターのあり方について」をとりまとめる(計画流通制度廃止への対応策)
7月	<p>「自主流通米の入札取引に附帯するその他の取引に係る業務規程」の一部改正</p> <p>【主な改正点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引の種類・・・「基本取引に準じる取引」及び「日常的取引」の2種類に整理
16年 3月	<p>運営委員会・理事会において、16年4月以降の計画流通制度廃止に伴い、それまでの運営拠出金に替えて、センター取引数量に応じた年度会費及び拠出金へ制度改正を決定</p> <p>【年度会費】取引数量に応じて10区分(5万円～350万円)</p> <p>【落札数量に応じた拠出金】玄米60kg当たり2円</p>
4月	改正食糧法施行(計画流通制度廃止)
	<p>(財)全国米穀取引・価格形成センターに名称変更</p> <p>食糧法第18条第1項に基づく「米穀価格形成センター」の指定を受ける</p> <p>「米穀の売買取引に係る業務規程」制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画流通制度の廃止に伴い義務上場を廃止し、年間上場計画を提出 ・取引参加資格の緩和 ・取引メニューの多様化
7月	大阪事務所の廃止、東京事務所を中央区築地の安田第2ビルへ移転

入札取引に係る主な出来事

年月日	項 目
17年 4月	運営委員会の下に実務者ワーキンググループ(WG)を設置し、第1回会合を開催する(7月まで7回開催) ・取引数量の急減への対応策の検討
	全農秋田県本部の「米横流し事件」及び「米架空取引疑惑」判明 ・対応策を第2回WG以降で併せて検討
6月	運営委員会において「コメ価格センターにおける中立的かつ公正な取引・価格形成の確保のための方策について」議決
	「米穀の売買取引に係る業務規程」の一部改正及び「不公正な取引等に関する事例について」を定める 【改正点】 買い手の役員が売り手の米穀担当役員又は職員を兼務し、かつ、当該売り手が買い手の議決権を所有している場合は入札を制限
7月	WGにおいて「入札取引(基本取引)ルールの改善について」をとりまとめる
	「米穀の売買取引に係る業務規程」の一部改正 【主な改正点】 ・上場数量・・・主食用うち米販売計画の1/3以上を上場 ・落札残数量の扱い・・・次回入札取引に繰り越す ・申込数量の上限・・・上場数量の1/3(ただし、落札残が発生する場合は1/2まで落札) ・落札率60%未満の銘柄は指標価格とせず、参考価格として公表 ・その他・・・取引監視委員会のチェック機能の強化(一定の基準により保留→無効又は保留解除)
18年 2月	総合食料局に「コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会」が設置され、第1回会合を開催
3月	「コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会」が「コメ価格センター取引ルールの見直しの方向」をとりまとめる
7月	「米穀の売買取引に係る業務規程」の一部改正 【主な改正点】 通年取引、期別取引、定期注文取引、特定取引、日常的取引の5取引とする ・通年取引、期別取引 ……2札制、指値(非公表)又は値幅制限(公表)申出可 ※一定の要件により値幅拡大のルール有り ・定期注文取引、特定取引 ……1札制、指値非公表(買い注文取引は売り手に開示) ・日常的取引 ……1札制、指値開示 ・実施回数 ……端境期を含め毎週実施(前場・後場制廃止) ・これまでの指標価格という呼称を改め落札加重平均価格とし、回ごとの裸価格の公表をとりやめる ・落札加重平均価格の全国計の算定にあたっては、落札数量による加重平均から前年産検査数量による加重平均とする
	8月
19年 6月	「米穀の売買取引に係る業務規程」の一部改正 【主な改正点】 ・通年取引、期別取引を1札制とし全ての取引を1札制とする ・実施回数・・・年内毎週、年明け以降は隔週実施 ・期別取引及び定期注文取引に値幅制限を導入 ※一定の要件(2回連続落札率50%以下等)に適合した場合は、指値申出を認めず値幅制限を適用 ・年度会費の数量区分を10区分(5万円～350万円)から3区分(5万円～30万円)へ、落札数量に応じた拠出金を玄米60kg当たり2円から20円(数量に応じた割引あり)へ変更
20年 7月	事務所を文京区湯島のYMビルへ移転

入札取引に係る主な出来事

年月日	項 目
20年 9月	農林水産省が相対取引価格の報告徴収及び公表を開始(20年産米9月分から)
21年 6月	「米穀の売買取引に係る業務規程」の一部改正 【主な変更点】 ・通年取引、期別取引、特定取引を廃止 ・値幅制限ルールの廃止 ・登録買い手は日常的取引に限り売り手としても参加を認める ・実施回数・・・年間を通して隔週実施
22年 4月	戸別所得補償制度スタート
23年 1月	運営委員会・理事会において「センターを取り巻く現状と今後の方向について」議論し、23年度末を目途に解散することとして準備を進めることを決定(1月20日,21日)
2・3月	運営委員会・理事会において「解散に係る寄付行為の改正」、「一部事業の譲渡」及び「清算人及び代表清算人の選任」について決定(2月28日,3月1日)
3月	(財)全国米穀取引・価格形成センター解散(3月31日)